

沖縄振興特別措置法

平成十四年四月二日から沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）が施行されました。

一 経緯

昭和四十七年に沖縄が本土に復帰して以来、政府は、本土に比べ著しく立ち後れていた沖縄の社会基盤、産業基盤等の基礎条件の改善と振興開発を図るため、沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号。以下「旧法」という。）に基づく三次にわたる沖縄振興開発計画を策定し、総額約七兆円の国費を投入して、同計画に基づく事業を推進する等の諸施策を講じてきました。その結果、社会資本の施設整備面を中心に、次第に本土との格差は縮小するなど、着実にその成果を上げてきているところです。

しかしながら、全国の約七割の水準にある一人当たりの県民所得（平成十一年度七十二％）や高い失業率（平成十三年平均で沖縄は八・

四％、全国は五・〇％）に端的に示

されているように、沖縄の経済情勢は今日においてもなお厳しく、産業振興や雇用創出など解決すべき課題が存在しています。こうした課題を解決するためには、従来の公共投資型の振興開発はもとより、沖縄の自立型経済の構築等に向けた新たな取組が必要であるとの基本認識の下、約二年にわたって、内閣府（平成十三年一月六日中央省庁再編以前は、内閣官房内閣内政審議室及び沖縄開発庁）が中心となり、法案立案作業を進めてきました。

この間、平成十三年六月に沖縄県が政府に提案した「新たな沖縄振興に向けた基本的考え方」、八月の沖縄振興開発審議会の意見具申等、沖縄県や有職者の意見についても広く取り入れたものとなつて

います。

また、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成十一年十二月二十八日閣議決定）の中で、政府として「新たな沖縄振興法の制定実現が要望されていることにかんがみ、新たな時代に向けた沖縄振興新法の実現を目指す」こととされています。

沖縄は、本年、復帰三十年に当たり、また、旧法も期限切れ（平成十四年三月末に失効）を迎えたところであります。このため、政府は、従来の社会資本整備の充実に加え、自立型経済の構築を目指すため、沖縄の特性を活かした産業振興等を柱とする百二十条に及ぶ他に類例を見ない大型の地域振興立法である沖縄振興特別措置法（以下「新法」という。）案を一府十省庁共同の政府提出法案として、平成十四

年二月八日に第百五十四回国会（常会）に提出しました。この後、衆参両議院の沖縄及び北方問題に関する特別委員会において精力的な審議がなされ、三月二十九日に可決成立し、三月三十一日に公布されました（法律第十四号）。

二 新法の特徴等

旧法は、前述のように、沖縄の本土復帰時に主として社会資本整備面における本土との格差是正を早急に行うために制定されたものでしたが、新法においては、旧法の承継すべきところは承継しつつも、今後の沖縄の自立的発展に資するため、以下の点に重点を置いてるのがその特徴です。

○従来の社会資本の整備に加え、活力ある民間主導の自立型経済の構築を目指すこと

○基幹産業である観光の一層の振興、新しいリーディング産業に育ちつつある情報通信産業の振興、製造業及び農林水産業など各般の産業振興に重点を置く中

で、「情報通信産業特別地区」や「金融業務特別地区」の創設等制度面の大幅な充実

○産学振興のための人材育成や世界最高水準の自然科学系の大学院大学の設置を目指す等の科学技術振興、国際交流・国際協力の推進を重視

○沖縄の振興の拠点整備に向けた大規模駐留軍用地跡地等の利用の促進及び円滑化のための制度を盛り込んだこと、など

今後は、企業誘致を始めとして、沖縄県や県産業界が一体となつて新法に盛り込まれた各種制度を最大限活用し、豊かな住民生活の実現等に大きな成果をあげることが強く期待されます。政府もこの取組を最大限支援することが求められます。

三 新法の概要

第一 新法の目的等

（第一条・第二条関係）

この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振

興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もつて沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とすることとしました。

また、施策における配慮として国及び地方公共団体は、沖縄の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、沖縄の地理的及び自然的特性を考慮し、並びに産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善、沖縄固有の優れた文化的所産の保存及び活用、環境の保全並びに良好な景観の形成に配慮するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造に努めなければならないこととしました。

第二 沖縄振興計画の策定

（第四条・第五条関係）

この計画は、沖縄県知事が、平成十四年を初年度として十箇年を目途として達成される沖縄振興計画案を作成し、内閣総理大臣が決定

するものとし、沖縄の振興の基本方針、産業の振興、職業の安定、教育及び文化の振興、科学技術の振興、福祉の増進等に関する事項のほか、圏域別の振興に関する事項について定めることとしました。

第三 産業の振興のための特別措置（第六条―第七十条関係）

一 観光の振興

沖縄の基幹産業である観光の振興のために、観光振興計画の策定を始め、観光の利便性の増進、観光振興地域における施設の整備、環境保全型自然体験活動の推進、沖縄の観光振興のための免税、本土・沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置等を講ずることとしました。

二 情報通信産業の振興

新たな沖縄の基幹産業と期待される情報通信産業の振興のために、

情報通信産業振興計画の策定を始め、情報通信産業振興地域制度の拡充、情報通信産業の集積の新たな牽引力となる情報通信産業特別地区の創設を行うこととしました。

三 産業高度化地域等

沖縄の製造業等その他の事業の高度化のために、産業高度化地域制度の創設、自由貿易地域及び特別自由貿易地域制度の拡充を図ることとしました。

四 金融業務特別地区等

これらの措置に加え、銀行業、証券業等の金融業務の集積を図るための金融業務特別地区の創設、農林水産業の振興のための措置、電気の安定的かつ適正な供給の確保のための措置を講ずることとしました。

五 中小企業の振興

沖縄の中小企業の振興のために、

中小企業経営革新支援法の特例等の措置を講ずるとともに、沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務等について必要な規定を設けることとしました。

第四 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置（第七十条―第八十三条関係）

沖縄の厳しい雇用情勢の改善に資するため、職業安定計画の策定を始め、地域雇用開発促進法に基づく地域の要件を沖縄において緩和する等の措置を新たに講ずるとともに、沖縄失業者求職手帳の発給、雇用・能力開発機構による失業者の再就職の促進等の措置を引き続き講ずることとしました。

第五 文化・科学技術の振興及び国際協力等の推進（第八十四条―第八十八条関係）

沖縄固有の文化的所産の保存及び活用等文化の振興に関する施策の推進を図るほか、沖縄における科学技術の振興を図るため、研究



開発の推進等必要な措置を講ずるとともに、国際的に卓越した教育研究を行う大学院を置く大学その他の教育研究機関の整備、充実等必要な措置を講ずることにより、

国際的視点に立った科学技術の水準の向上に努めるものとなりました。その他、国際協力及び国際交流の推進のため、必要な措置を講ずることとしました。

第六 沖縄の均衡ある発展のための特別措置（第八十条―第九十四条関係）

沖縄における離島等の地域の振興を図るために、無医地区における医療の確保、離島における高齢者の福祉の増進、交通の確保、離島の小規模校における教育の充実、離島の旅館業に係る課税の特例等の措置を講ずることとしました。

第七 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置（第九十五条―第百四条関係）

沖縄における駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則を明らかにすることとし、大規模振興拠点駐留軍用地跡地及び特定振興駐留軍用地跡地の指定等の手続きを定めるとともに、大規模跡地給付金及び特定跡地給付金の支給の措置を講ずることとしました。

第八 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置（第百五条―第百十条関係）

沖縄における社会資本の整備のために、沖縄振興計画に基づく事業について国の負担及び補助の割合の特例等の措置を講ずることとしました。

第九 沖縄振興審議会（第百十一条―第百十二条関係）

沖縄振興審議会を設置することとし、その権限・組織等について必要な規定を設けることとしました。

第十 雑則（第百十三条―第百十六条関係）

第十一 罰則（第百十七条―第百二十条関係）

以上のほか、附則において、平成十四年度に限り、東京国際空港―沖縄離島（宮古島、石垣島、久米島）路線に係る航空機燃料税の軽減措置を講じるとともに、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に規定する酒税等に関する特例を五年間延長することとしました。

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律について平成二十四年三月三十一日まで延長する等の措置を講ずることとしました。